

日・インド包括的経済連携協定について

平成23年8月

インド概況

○ 基礎データ

面積： 約329万平方キロメートル(日本の約9倍)
人口： 約12億1,000万人(2011年国勢調査) (日本の約9.5倍)
名目GDP： 約1兆2,370億ドル(2009年)
一人当たり名目GDP： 約1,032ドル(2009年)



○ 日インド間経済関係

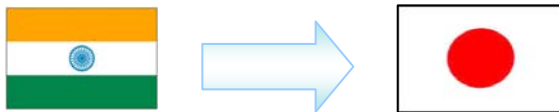
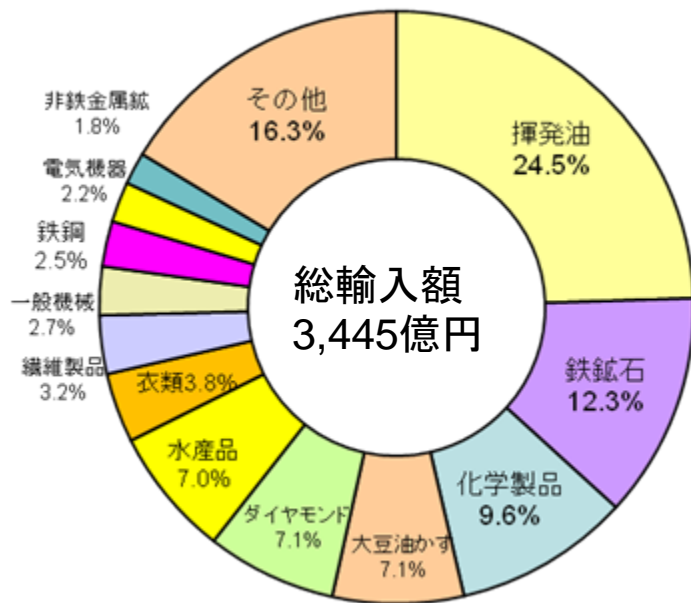
貿易関係: 日本→インド: 5,700億円(主な品目: 一般機械、電気機器、鉄鋼等)(2009年)
インド→日本: 3,500億円(主な品目: 揮発油、鉄鉱石、化学製品等)(2009年)
日本にとってインドは第20位の輸出相手、第28位の輸入相手(2009年)

投資関係: 日本の対インド直接投資残高(2009年時点)は約90億ドル
我が国の対インド投資は増加傾向

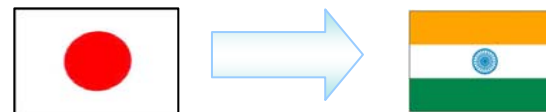
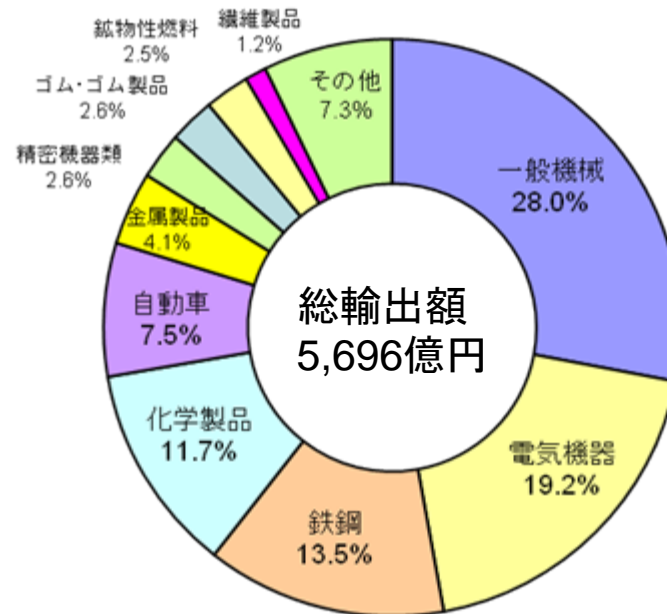
○ インドの主なFTA(署名・発効済みのもの)

ASEAN、シンガポール、韓国、マレーシア等、16カ国・地域

日インド間の貿易の概況



日本のインドからの輸入
総額: 3,445億円



日本のインドへの輸出
総額: 5,696億円

(2009年財務省貿易統計)

日インド協定交渉の経緯

- 2004年11月：日インド首脳会談において、日インド共同研究会(JSG)の立上げを決定。
- 2005年7月～2006年4月：4回のJSGを開催。
- 2006年12月：日インド首脳会談において交渉開始を決定。
- 2007年1月～2010年9月：14回の正式交渉会合及び多数の中間会合を開催。
- 2010年9月：大筋合意。
- 2010年10月：交渉完了を宣言。
- 2011年2月16日：署名。
- 2011年4月5日：日インド協定を国会に提出。
- 2011年8月1日：発効

日インドEPAの構成

第1章
総則

第2章
物品の貿易

第3章
原産地規則

第4章
税関手続

第5章
強制規格、任意規格及び
適合性評価手続並びに
衛生植物検疫措置

第6章
サービスの貿易

第7章
自然人の移動

第8章
投資

第9章
知的財産

第10章
政府調達

第11章
競争

第12章
ビジネス環境の整備

第13章
協力

第14章
紛争解決

第15章
最終規定

附属書1
第16条に関する表

附属書2
品目別規則

附属書3
運用上の証明手続

附属書4
金融サービス

附属書5
電気通信サービス

附属書6
第62条に関する特定の
約束に係る表(サービス)

附属書7
自然人の移動に関する
特定の約束

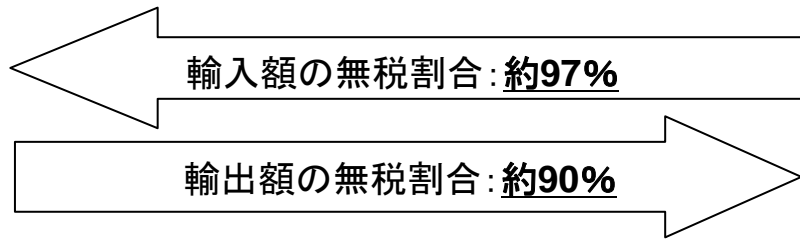
附属書8
第90条1に規定する措
置に関する留保

附属書9
第90条2に規定する措
置に関する留保

附属書10
収用

日インドEPAにおける物品の貿易

往復貿易額の約94%を協定発効から10年以内に関税撤廃



日本側の譲許内容

鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野 (主要な品目を例示)

分野	交渉の結果 (カッコ内は現行関税率(一般特惠税率を含む))
農産品	<ul style="list-style-type: none"> ● ランブータン(2.5%)、ドリアン(2.5%)は即時関税撤廃 ● とうがらし(生鮮・冷蔵)(3%)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)(6%)は、7年間で関税撤廃 ● カレー(3.6%)、紅茶(3kg超・飲用)(2.5%)は、10年間で関税撤廃
林産品	● 製材(3.6%)は、即時関税撤廃
水産品	<ul style="list-style-type: none"> ● えび(1-2%)は即時関税撤廃 ● さめ魚肉(2.5%)は7年間で関税撤廃 ● えび調製品(3.2-5.3%)及びくらげ(7%)は10年間で関税撤廃

インド側の譲許内容(主要な日本側関心品目を例示)

鉱工業分野

分野	品目	関税率	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで段階的引下げ
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで段階的引下げ
	マフラー(消音装置)	10%	10年間で関税撤廃
鉄鋼製品	熱延・冷延鋼板	5%	5年間で関税撤廃
	合金銅	5%	5年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年間で関税撤廃
電気・電子製品	カラーテレビ	40%	8年間で関税撤廃
	DVD部品	3%	2年間で関税撤廃
	デジタルカメラ	10%	4年間で関税撤廃
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年間で関税撤廃
	トラクター	10%	10年間で関税撤廃

農林水産分野

品目	現行関税率	交渉の結果
盆栽	5%	5年間で関税撤廃
ながいも	30%	10年間で関税撤廃
桃	30%	10年間で関税撤廃
いちご	30%	10年間で関税撤廃
柿	30%	10年間で関税撤廃

GSP税率とEPA税率

EPA締約国がGSP対象国の場合、原則、GSP税率を適用しない。

ただし、EPA税率の設定がない品目又は「EPA税率 > GSP税率」となる品目についてはGSP税率が適用可能。

(注)EPA締約国が特別特惠受益国の場合、GSP(LDC特惠)税率が引き続き適用可能。
(根拠)関税暫定措置法施行令第25条

⇒日インドEPA発効後、
「EPA税率の設定がない品目」又は
「EPA税率 > GSP税率」となる品目についてのみ
GSP税率が適用可能。

MFN逆転現象への対応

⇒日インドEPAでは、MFN逆転現象は生じない。

(参考)日インドEPA第19条第2項

2 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率(注:MFN税率)が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率(注:日インドEPAの譲許表の税率)より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率(注:MFN税率)を適用する。

※ 日ブルネイEPA、日インドネシアEPA、日ベトナムEPA及び日スイスEPAでは、協定本体に同様に規定することで対応し、日ASEAN EPAでは、附属書1第12部第1節第5項において日本への輸入に関して逆転現象が生じない旨を規定している。

※ 日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日チリEPA、日フィリピンEPAについては、上記と同様の規定が無いため、一定期間MFN税率よりも高いEPA税率が適用される可能性がある(MFN逆転現象)。財務省ホームページで、MFN逆転対象品目のリストを掲載し、逆転現象に注意するよう情報提供している。

(参考)各EPAの逆転品目のリスト(財務省ホームページ)

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

原産地規則のルール

- 迂回貿易の防止の観点から、一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの産品については、より貿易促進的なルールを採用した。
- 個別品目毎の関税分類の変更、原産資格割合(Q.V.C.)の割合及び特定の製造若しくは加工作業の要件は附属書2(品目別規則)に定めている。

一般原則 = 「CTSH and VA 35%」

- (A) HSコードの6桁レベルで関税番号の変更が起こるもの。
 - (B) 締約国で35%以上の付加価値が加えられたもの。
- 上記(A)(B)を両方同時に満たす必要あり

個別品目規則(PSR)

化学、金属、鉄鋼、繊維等の産品において、個別の品目別規則(PSR)を設定

【PSRの例】: 鉄鋼製品、化学品、金属: CTH

繊維製品: 加工工程基準(2工程)

- 本協定に基づく関税上の特惠待遇を付与するために必要な原産地証明に係る証明方法は第三者証明であり、詳細は、附属書3(運用上の証明手続)に定めている。

その他の分野

譲許表

- 日・インド双方とも、2007年版HSに基づく譲許表(第16条(関税の撤廃)に関する表(附属書1))を策定。

税関手続

- 税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化・調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進することを規定




サービスの貿易

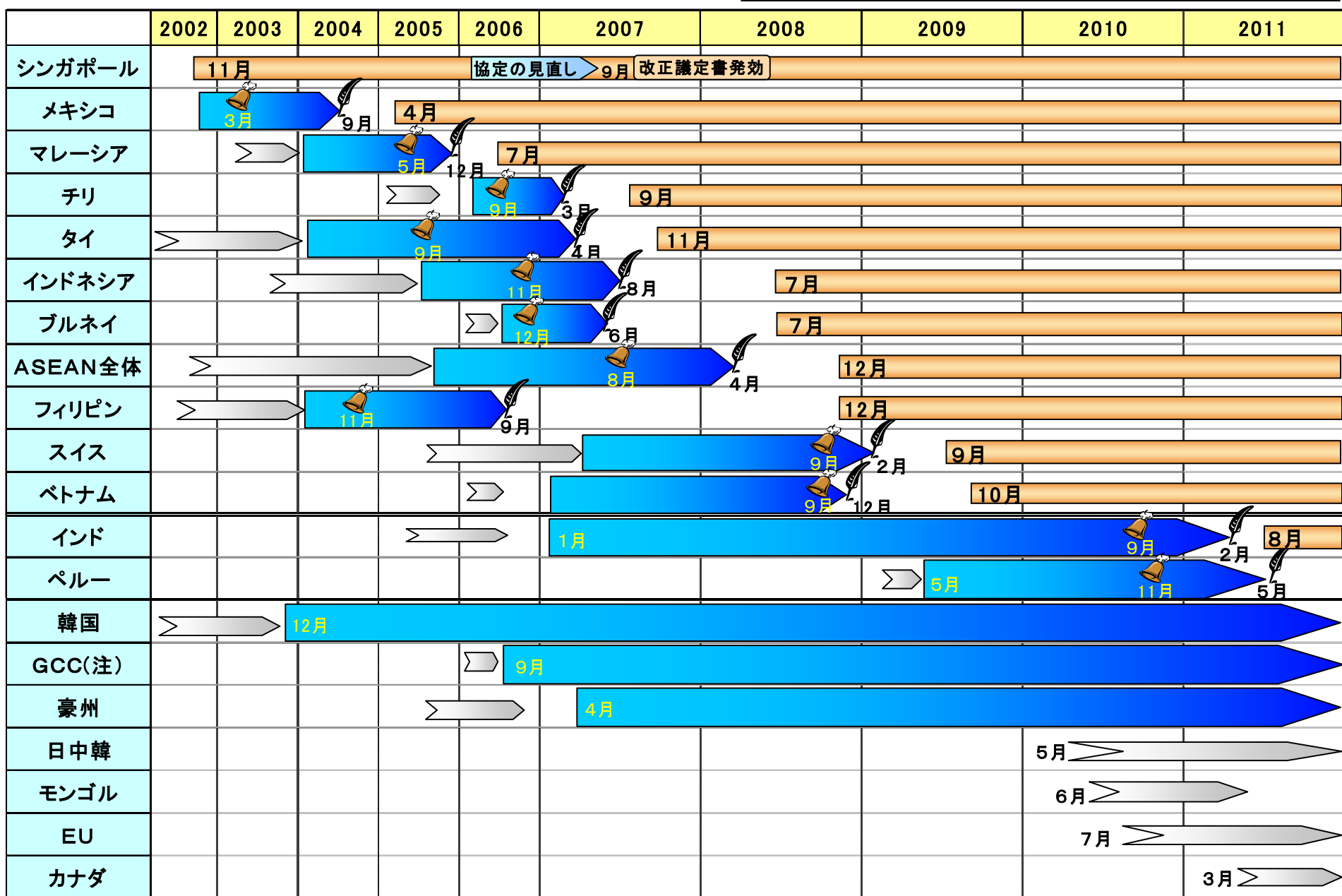
- 両国間におけるサービス貿易の促進及びそれらに係る両国間での基本ルールの強化。
- 基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、等。



自然人の移動

- 社会保障協定については、一定期間(3年)内の交渉等の完了を目的とし、事前協議及び締結交渉を行う。
- インド人看護師・介護福祉士の将来における受入れについては、協定発効後に継続して協議(遅くとも協定発効後2年以内に結論に達することを目的とする。)

各国とのEPAの進捗状況

-  : 事前協議(産官学共同研究会等)・共同検討作業
-  : 交渉
-  : 発効済み



 : 大筋合意 (ペルーは交渉完了)  : 署名

(注) GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン